

# 審 査 基 準

令和4年5月13日作成

|   |
|---|
| 法 令 名：道路交通法   |
| 根 拠 条 項：第104条の4第3項  |
| 処 分 の 概 要：申出による免許の付与  |
| 原権者（委任先）：熊本県公安委員会   |
| 法 令 の 定 め：<br>道路交通法第104条の4第1項及び第2項（申請による取消し）、第107条第2項（免許証の返納等）<br>道路交通法施行令第39条の2の3（申請による取消しの際に受けることができる免許の種類）、第39条の2の4（申請による取消しの基準）<br>道路交通法施行規則第30条の9（取消しの申請等） |
| 審 査 基 準：<br>判断基準は、上記法令の定めによる。   |
| 標 準 処 理 期 間：<br>熊本県警察本部運転免許課 1日<br>それ以外の場合 28日  |
| 申 請 先：<br>熊本県警察本部運転免許課（免許センター窓口）<br>警察署及び八代警察署氷川幹部交番  |
| 問 い 合 わ せ 先：熊本県警察本部運転免許課（電話番号：096-233-0110）   |
| 備 考：  |